

# 土木建築に関する工事の設計、調査、測量業務の前金払制度について

## 1 目的

土木建築に関する工事の設計、調査、測量業務の着手時に、請負代金額の一部として、人件費等に充当するための資金を提供することで、業務の適正かつ円滑な履行を確保することを目的とします。

## 2 制度の概要

地方自治法施行令附則第7条により、建設工事の前金払と同様に支払いを行います。

### (1) 対象となる業務

委託金額が500万円以上となる土木建築に関する工事に伴う設計、調査、測量業務とします。

※「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」第2条に規定する業務とします。

### (2) 前払金の割合

請負代金額の3割以内で、1万円未満の端数があるときは切り捨てます。

### (3) 請求方法

受注者と前払金保証事業者（東日本建設業保証株式会社）と茂原市を被保険者とする保証契約を締結し、保証証書を添えて発注担当課へ請求します。

### (4) 契約解除に伴う前払金保証

前払金を受領した受注者が、債務不履行等で市が契約約款に基づき、契約解除を行った場合に保証事業会社から保証金が支払われます。

### (5) 適用日

平成27年4月1日から施行し、同日以後に締結される契約から適用します。

※中間前払金は、土木建築に関する工事の設計、調査、測量業務については対象外です。